

「相談支援チーム」が相談に応じます



ことばがなかなか出ない 落ち着きがない 友だちとうまく遊べない
よくかんしゃくを起こす 目を合わせてくれない
本読みがたどたどしい 漢字がなかなか覚えられない など

—「相談」の流れ—

<相談申込み>

- ・ 保育所（園）訪問や学校訪問の機会にお申し出ください。
- ・ 直接、電話での申し込みにも応じます。
- ・ 必要に応じて相談申込書を提出して頂きます。

【申込書の配布（提出）場所】

隠岐の島町教育委員会（総務学校教育課）、各保育所（園）、各小中学校、役場保健福祉課
※隠岐の島町ホームページからダウンロードすることもできます。

<相談の実施>

- ・ 相談内容に応じて事務局が「相談支援チーム」の中から担当者を決定します。
 - ・ 日程や場所を調整し実施します。
- ※相談申込書は、教育委員会内事務局が取りまとめ・管理を行います。

<継続的な相談>

- ・ 継続して相談支援が必要な場合や発達検査を希望される場合は、計画的に継続した支援を行ないます。
- ※その際は、保護者の「承諾書」を提出していただきます。

「隠岐の島町相談支援チーム」とは

町内の医療・教育・保健・福祉の関係部局、関係機関が連携し、支援が必要な幼児児童生徒に対して望ましい教育的対応等が行えるよう専門的な立場で相談に応じています。

保護者の子育て中の悩みや困りごと、あるいは保育所（園）や学校生活の中でのさまざまな問題に対して、保育所（園）や学校を訪問して、幼児児童生徒の実態を把握し、具体的な指導内容・方法等について相談に応じます。また校内（所内・園内）支援体制づくりについての助言等も行います。

<相談窓口>

電話による相談の受け付け・相談支援チームに関する問い合わせ

隠岐の島町教育委員会 総務学校教育課

学校教育係（TEL：2-2095 FAX：2-0619）